

東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市における個人番号の利用等に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中「第２項又は第３項」を「第２項から第４項まで」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４ 前２項に定めるもののほか、市の執行機関は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該事務を処理するために必要な限度で、当該各号に定める情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

（１）別表第１の１９の項の事務 規則で定めるところにより公表した特定個人情報

（２）規則で定めるところにより公表した事務 住登外者（住登外者宛名番号管理機能（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）により市が備える住民基本台帳に記録されていない者について、必要に応じて、当該者を特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。）に登録されている者をいう。以下同じ。）に係る情報であって規則で定めるところにより公表したもの

第４条第１項を次のように改める。

法第１９条第１１号の規定による条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次に掲げる場合とする。

（１）別表第３の第１欄に掲げる市の執行機関が、同表の第３欄に掲げる市の執行機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる市の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

（２）市の執行機関が、市の他の執行機関に対し、別表第１の１９の項の事務を処理するために必要な特定個人情報であって規則で定めるところにより公表したものの提供を求めた場合において、当該市の他の執行機関が当該特定個人情報を提供するとき。

（３）市の執行機関が、市の他の執行機関に対し、規則で定めるところにより公表した事務を処理するために必要な住登外者に係る情報であって規則で定めるところにより公表したものの提供を求めた場合において、当該市の他の執行機関が当該情報を提供するとき。

附則第５項中「第３条第４項及び第５項」を「第３条第５項及び第６項」に改める。
別表第１の１の３の項の次に次のように加える。

１の３の２ 市長	母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による保健指導、健康診査、産後ケア事業又は
----------	--

	養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの
--	--

別表第1の11の項の次に次のように加える。

11の2 市長	東京都事務処理特例条例により市が処理する大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和47年東京都条例第117号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
---------	--

別表第1に次のように加える。

19 市長又は教育委員会	住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
--------------	------------------------------

別表第2の1の3の項の次に次のように加える。

1の3の2 市長	母子保健法による保健指導、健康診査、産後ケア事業又は養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護等関係情報、地方税関係情報又は医療給付等関係情報であって、規則で定めるもの
----------	--	---

別表第2の6の2の項中「特例給付」を「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付」に改める。

別表第2の11の項の次に次のように加える。

11の2 市長	東京都事務処理特例条例により市が処理する大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
---------	---	-----------------------

別表第3の4の項中「（昭和40年法律第141号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の６の２の項の改正規定は、令和６年１０月１日から施行する。